

修学貸付の「据置期間」終了に係る申出書

修学貸付の据置期間（修学中）の途中で、元金の償還開始を希望する場合、**償還開始希望月の前々月末日**までに提出してください。

（例：7月分から償還開始を希望するときは、5月末までに提出）

【注】償還開始後は、再び償還を据え置くことができません。

償還予定表、個別償還明細表等を見て記入してください。

修学貸付の「据置期間」終了に係る申出書

組合員証										組合員氏名									
記号					番号（右詰め）														
6 0 0					1 2 3 4					共 済 太 郎									
貸付番号（右詰め）										貸付金額		貸付対象者氏名				償還開始希望月			
2 0 1 × 0 0 0 × × △										120 <small>万円</small>		共 済 次 郎				令 和 ○ 年 7 月			
2 0 1 × × 0 0 × × □										240 <small>万円</small>		共 済 一 郎				令 和 ○ 年 7 月			
																令 和 年 月			
																令 和 年 月			
																令 和 年 月			

借増により 180 万円以上の償還額がある場合には、当組合のホームページの償還表にて確認してください。

償還開始は、申出の翌々月からとなります。

修学貸付に係る貸付金償還の据え置き

岐阜県市町村職員共済組合理事長

令和 ○ 年 5 月 ○ 日

組合員氏名

共 済 太 郎

上記の記載事項について誤りがないことを確認しました。

令和 ○ 年 5 月 ○ 日

所属所長

△ △ 市 長
○ ○ ○ ○

※申出書は、貸付金の「償還開始を希望する月」の前々月末日までに提出してください。